

一般競争入札公告

社会福祉法人 光彩会 の発注する「(仮称) 杉戸中央みちのこ保育園 新築工事」の一般競争入札について、次のとおり公告します。

令和4年 4月 25日

社会福祉法人 光彩会
理事長 野澤 孝道

1. 工事概要

- | | |
|----------|--|
| (1) 工事名称 | (仮称) 杉戸中央みちのこ保育園 新築工事 |
| (2) 工事場所 | 埼玉県北葛飾郡杉戸町杉戸3丁目157番65 |
| (3) 工事種別 | 新築工事 |
| (4) 工事内容 | 建物新築に係る建築一式工事 |
| (5) 建物概要 | 構造規模：鉄骨造二階建て(1時間準耐火構造)
建築用途：保育所(児童福祉施設)
敷地面積：1,100.01 m ²
延床面積：999.50 m ²
建築面積：672.89 m ² |
| (6) 予定工期 | 令和4年7月1日～令和5年1月31日
(引き渡し：令和5年2月28日) |

2. 入札方法等

- | | |
|------------|--------|
| (1) 入札方法 | 一般競争入札 |
| (2) 予定価格 | 有(非公表) |
| (3) 最低制限価格 | 有(非公表) |
| (4) 入札保証金 | 無 |

3. 入札参加資格

- 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法(平成11年法律第255号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、更生手続又は再生手続開始決定日を審査基準日とした経営事項審査の再審査を受けた後、埼玉県知事が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けていること。
- 令和3・4年度埼玉県建設工事請負等競争入札参加資格者名簿に、対象工事に対応する業種で登載されている単体企業(共同企業体は不可)で、格付けが建築工事においてAランクであること。
- 開札日から1年7ヶ月前の日以降の日を審査基準日とする経営事項審査(建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の23第1項の規定による経営に関する客観的事項についての審査をいう。)を受けていること。
- 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県及び杉戸町の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。
- 建設業の許可を有する事。
- 直近の経営事項審査総合評点が1000点以上、かつY評点が730点以上であること。
- 埼玉県内に本店・支店を有する者であること。
- 当法人の理事が役員をしている企業でないこと。

4. 一般競争入札参加資格確認申請書の提出

- (1) 受付期間 公告日から令和4年5月16日(月)まで。
ただし、土曜日、日曜日、祝祭日を除く。
- (2) 問合せ・受付時間 午前10時から午後4時まで
- (3) 提出書類
ア 一般競争入札参加資格等確認申請書(様式有)
イ 一般競争入札参加資格等確認資料(様式有)
ウ 会社案内・会社経歴書
エ 建設業の許可証の写し
オ 経営事項審査総合評点及びY評点のわかる経営審査票の写し
カ 令和3・4年度埼玉県競争入札参加資格ランク及び資格審査数値を証する書類
※書式は問合せ先に電子メールにて請求。
- (4) 提出方法 持参のみ(事前連絡必須)※締切日午後4時必着
- (5) 提出・問合せ先 〒362-0808 埼玉県さいたま市北区植竹町2-69-7
社会福祉法人 光彩会
担当: 常務理事 石井 幸子
電話: 048-788-2413 FAX: 048-788-2414
E-mail: s-ishii@kousaikai-swc.jp

5. 一般競争入札参加資格確認通知及び設計図書等の配布

- (1) 入札参加資格確認審査後、すべてに参加資格の有無について書面にて通知を行う。
- (2) 入札参加資格が有りと確認された業者には設計図書等[入札説明書、入札書等書式、法人の経理規程等、図面・仕様書(CD-ROM)]を郵送により配布する。(現場説明会は行わないものとする。)
- (3) 配布した図面・仕様書(CD-ROM)は入札日に持参し、返却するものとする。

6. 入札日程等

- (1) 公告日 令和4年4月25日(月)
- (2) 応募締切日時 令和4年5月16日(月)午後4時まで
- (3) 設計図書等配布日 令和4年5月31日(火)
- (4) 質疑書提出日時 令和4年6月7日(火)午後5時まで
※質問、回答の方法は入札説明書により通知する。
- (5) 入札予定日 令和4年6月22日(水)(即日開札)
※時間、場所は入札説明書により通知する。

7. 落札者の決定

- (1) 予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上で入札した者のうち、最低価格で入札した者を落札者とする。
- (2) 予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上で入札した者がいない場合は、再度入札を実施する。なお、初度入札で最低制限価格に満たない者は再度入札に参加できないものとする。(再度入札は1回まで)
- (3) 上記(2)によっても落札者がいない場合は、①及び②の場合に限り、下記の条件を遵守したうえで、交渉による随意契約を行うものとする。
 - ① 最低価格で入札した者に契約締結の意思がある場合(最低価格で入札した者に契約締結の意思がない場合は順次、次に低い価格で入札した者を対象とする。)
 - ② 再度入札において、入札に応じる者が1者のみとなった場合。
条件1. 随意契約であっても契約額は予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上であること。
条件2. 交渉の過程で予定価格を明らかにすることは認められないこと。

条件 3.入札に当たっての条件等を変えることは認められないこと。

条件 4.契約額が確定した場合は、その内容を書面にし、事業者及び業者が署名（捺印）すること。

- (4) 落札者とすべき同額の入札をした者が 2 以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定するものとする。

8. 入札に当たっての注意事項

- (1) 代理人をして入札させる場合は、委任状を提出すること。
- (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札を辞退するときは、入札辞退届により申し出ること。
- (4) 入札参加にあたっては入札日当日に入札金額内訳書を持参すること。また、初度入札における落札者は入札金額内訳書を提出すること。ただし、再度入札における落札者、または落札者がいない場合において随意契約を締結することとされた者は、入札金額見積内訳書を後日提出すること。
- (5) 談合等不正行為を行わない旨の誓約書を入札日当日に提出すること。
- (6) 初度入札において入札参加者の数が 1 者であるときは、入札を執行しないものとする。ただし、辞退する旨を記載した入札書を入札日当日に持参し、入札する者は入札参加者に含めるものとする。
- (7) 下記の各項目に該当する入札は無効とする。
 - ① 入札に参加する資格のない者がした入札
 - ② 郵便、電報、電話及びファクシミリにより入札書を提出したものがした入札
 - ③ 不備のある入札金額見積内訳書を提出した者がした入札
 - ④ 談合その他不正行為があったと認められる入札
 - ⑤ 協議の確認申請書を提出した者がした入札
 - ⑥ 入札後に辞退を申し出て、その申し出を受理された者がした入札
 - ⑦ 次に掲げる入札をした者がした入札
 - ア 入札書の押印のないもの
 - イ 記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印のないもの
 - ウ 押印された印影が明らかでないもの
 - エ 記載すべき事項の記入のないもの、又は記入した事項が明らかでないもの
 - オ 代理人で委任状を提出しない者がしたもの
 - カ 他人の代理を兼ねた者がしたもの
 - キ 2 以上の入札書を提出した者がしたものの、又は 2 以上の者の代理をした者がしたもの
 - ⑧ 前各項目に定めるもののほか、その他公告に示す事項に反した者がした入札
 - ⑨ 事業者において現在申請中の開発許可申請、農転許可申請または建築確認申請のいずれかでも不許可等となった場合

9. 契約方法等

- (1) 様式契約に関する細目は民間（旧四会）連合協定工事請負契約約款に準拠する。（必要に応じて補正を行うこと）
- (2) 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」第 13 条第 1 項の主務省令で定める事項について、書面に記載し契約書に添付すること。
- (3) 契約保証金の徴収は免除する。

- (4) 工事履行保証措置は、工事履行保証保険（工事請負額の10分の1以上の金額を補償）によることとし、工事完成保証人制度は採用しないこと。
- (5) 契約の履行については、発注者及び監理者の指示に従うとともに、町・県等から指導があった場合には従うこと。
- (6) 一括下請負契約を行わないこと。
- (7) 本契約の締結は本法人の理事会で承認を受けた後とする。
- (8) 請負代金の支払時期に関しては、保育所等整備交付金等による交付時期を目安とし、入札説明書により別に定める通りとする。
- (9) 工事の着手日については建築確認済証を発行日以降とすること。